

西宮市自殺対策計画

～気づく つながる 支える いのち～



令和6（2024）年3月

西宮市

“誰も自殺に追い込まれることのない西宮市” の実現をめざして

我が国の自殺対策は、平成18年に「自殺対策基本法」が制定されて以降、これまで「個人の問題」と認識されがちであった自殺が広く「社会の問題」と認識されるようになり、自殺者数は3万人台から2万人台に減少するなど、着実な成果を上げています。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大後、全国的に女性や子供・若者の自殺者数が増加し、令和2（2020）年には自殺者数が11年ぶりに前年を上回りました。更に令和4（2022）年には、小中高生の自殺者数が過去最多となっています。



このような中、本市では、地域の実情に応じた総合的な自殺対策を推進するため、新たに「西宮市自殺対策計画」を策定しました。本計画では、本市の既存事業を自殺対策の視点から検証し、アンケート調査等から本市の現状や課題を明らかにした上で設定した8つの基本目標に基づき、自殺対策を「生きるための包括的な支援」として取り組んでいくこととしています。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、その背景には精神保健上の問題だけでなく、生活や経済にまつわる様々な社会的要因があると言われています。今後は、本市の様々な分野の施策において自殺対策の視点を持ち、「誰も自殺に追い込まれることのない西宮市」の実現を目指して取り組んでまいります。市民の皆さま、関係機関・団体、企業、行政等がそれぞれの立場で協働、連携して本計画の推進に努めてまいりますので、より一層のご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「西宮市自殺対策ネットワーク会議」の皆さまをはじめ、アンケート調査等にご協力いただいた皆さま、及び関係者の皆さまに心からお礼申し上げます。

令和6（2024）年3月

西宮市長
石井登志郎

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画の背景と趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制	5
5 自殺対策と持続可能な開発目標 (SDGs)	6
第2章 西宮市における自殺の現状	7
1 統計からみる西宮市の現状	8
2 アンケート調査結果	18
3 課題のまとめと方向性	26
第3章 計画の基本的な考え方	28
1 基本理念と基本認識	30
2 基本方針	32
3 数値目標	34
4 施策体系	35
第4章 自殺対策の取組	37
1 自殺対策を推進するネットワークの強化	38
2 自殺対策を支える人材の育成	40
3 市民への啓発と周知	41
4 生きることの促進要因への支援	44
5 子ども・若者への支援	48
6 働き世代への支援	52
7 高齢者への支援	53
8 女性への支援	56
◇ 生きる支援の関連施策	57
◇ 評価指標	60
第5章 計画の推進体制と進行管理	63
1 計画の推進体制	64
2 進行管理	64
資料編	65
1 西宮市自殺対策推進本部設置要綱	66
2 計画の策定経過	67
3 用語集	68

「自殺」と「自死」の表現について

本計画では、いのち支える自殺対策推進センターの「自死遺族等を支えるために～総合的支援の手引」の内容を踏まえ、「自殺」については、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉え、その行為の防止策等について記載する場合に使用し、一方で、遺族や遺児に関する表現については、「自殺」という行為自体が焦点となっているわけではないため、遺族の心情に配慮した表現として「自死」という言葉を使用します。自殺対策の取組を進める中においても、どちらか一方に統一するのではなく、関係性や状況に応じた丁寧な使い分けをしていくことが重要と考えます。